

令和4年度

湖北広域行政事務センター

一般廃棄物処理実施計画
(ごみ処理)

目 次

1. 計画の目的	1
2. 計画の範囲	1
3. 計画の実施期間	1
4. 一般廃棄物の発生量見込み	1
5. 一般廃棄物の分別区分	2
(1) センターが収集・処理する一般廃棄物	
(2) 事業系可燃ごみの収集・運搬	
(3) センターでは処理できない一般廃棄物	
6. 一般廃棄物の収集運搬計画	5
(1) センターが収集・処理する一般廃棄物の量および収集回数	
(2) 収集区域の範囲	
(3) 収集の方法	
7. 中間処理計画	7
(1) ごみ焼却処理施設	
(2) 資源化施設	
(3) 粗大ごみ処理施設	
(4) 廃棄物処理法第7条第7項に基づく一般廃棄物処分業許可業者の処理施設	
(5) 廃棄物処理法第6条第3項に基づくセンター区域外処理（事業系一般廃棄物）	
8. 最終処分計画	11
(1) 最終処分場	
(2) 処理委託による最終処分	
9. ごみの発生抑制・再資源化計画	13
(1) 再資源化の方法および再資源化量	
(2) 減量化・再資源化のための施策	
10. その他	14
(1) 一般廃棄物収集・処分業の許可	
(2) センターと構成市の業務分担	
(3) 休日における処理施設へのごみの搬入	
(4) 効率的な施設運営・ごみ処理体制の構築	

1. 計画の目的

本実施計画は、令和4年度に湖北広域行政事務センター（以下「センター」という。）管内から発生する一般廃棄物（ごみ）に関し、減量化、資源化を促進するとともに、その適正な処理を図るため、廃棄物の処理および清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項に基づき定めるものである。

2. 計画の範囲

センター規約第4条第1項第1号に定める共同処理事務

3. 計画の実施期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

4. 一般廃棄物の発生量見込み

(単位：t/年)

品目		市名			
		長浜市	米原市	合計	
可燃ごみ		26,289	7,803	34,091	
不燃ごみ		2,494	822	3,316	
粗大ごみ		1,957	635	2,593	
	自転車	45	11	56	
資源ごみ	ペットボトル		220	82	302
	ガラスびん	無色	240	75	316
		茶色	217	70	287
		その他有色	96	27	122
	古紙	新聞紙	388	168	556
		ダンボール	654	249	903
		雑誌・チラシ	691	309	1,000
	紙パック		39	14	53
	空き缶	アルミ缶	53	16	69
	スプレー缶類	スチール缶	124	38	162
	古布（古着）		182	78	260
	発泡スチロール		75	23	98
	プラスチック製容器包装		816	325	1,141
	使用済み乾電池類		37	13	51
ライター		2	2	4	
使用済み蛍光管		10	4	14	

※以後、各品目の数値については、四捨五入の関係で一致しない場合がある。

5. 一般廃棄物の分別区分

(1) センターが収集・処理する一般廃棄物

種類	排出者		事業所	
	一般家庭	事業所	処理	収集
可燃ごみ (小動物〔ペット〕の死骸を含む。)	○	○ (小動物を除く)	○	○ (小動物を除く)
不燃ごみ	○	○	×	×
粗大ごみ (自転車含む)	○	○	○ (可燃性粗大ごみに限る)	×
ペットボトル	×	※1	○	×
ガラスびん	○	○	○	×
古紙	×	※1	○	×
紙パック	○	○	○	×
空き缶・スプレー缶類	×	※1	○	×
古布 (古着)	○	○	○	×
発泡スチロール	○	○	○	×
プラスチック製容器包装	○	○	○	×
使用済み乾電池類	○	○	×	×
ライター	○	○	×	×
使用済み蛍光管	○	○	×	×
使用済み小型電子機器	○ (ピックアップ回収・回収 ボックス)	○	×	×
羽毛布団	○ (ピックアップ回収)	○	○ (ピックアップ回収)	×

※1 直接再生処理業者に搬入

(2) 事業系可燃ごみの収集・運搬

①事業所用可燃ごみ指定袋にてセンター委託業者により一般家庭から排出される可燃ごみと併せて収集・運搬を行う。

②廃棄物処理法第7条第1項および第2項に基づくセンター一般廃棄物収集運搬業許可業者による収集・運搬を行う。(センター一般廃棄物収集運搬業許可業者一覧表を参照)

センター一般廃棄物収集運搬業許可業者一覧表

令和4年4月1日現在

No.	許可業者名	取扱一般廃棄物	許可区域	
			長浜市	米原市
1	(株)エコプラン	事業系可燃ごみ、紙くず、木くず、繊維くず、草	○	○
2	エコン	事業系可燃ごみ、動物の死骸	○	○
3	(株)エスケイカンポスト	事業系可燃ごみ、草、木、藻、竹、根	○	○
4	北川商店(株)	事業系可燃ごみ	○	-
5	(株)木下カンセー	事業系可燃ごみ、食品廃棄物	○	○
6	近畿環境保全(株)	事業系可燃ごみ	○	○
7	(有)国城商店	事業系可燃ごみ	○	○
8	(有)クリーンびわ	事業系可燃ごみ	○	○
9	クリーンワーク(株)	事業系可燃ごみ	○	○
10	興和産業(株)	事業系可燃ごみ	○	-
11	(株)杉本商事	事業系可燃ごみ、食品廃棄物	○	○
12	(株)成功産業	事業系可燃ごみ	○	○
13	(株)高山	草、木、藻、竹（藻については、草等に付着したものに限る。）	○	○
14	(株)中澤商事	事業系可燃ごみ	○	○
15	(有)野一色興業	事業系可燃ごみ	-	○
16	(有)平和産業	事業系可燃ごみ	○	○
		木くず	-	○
17	丸徳産業	事業系可燃ごみ	○	-
18	(有)光田産業	事業系可燃ごみ	○	○
19	(株)美濃ラボ	実験動物の屍体・糞・マット	○	-
20	(株)宗重商店	事業系可燃ごみ	○	-
21	八起産業(株)	事業系可燃ごみ	○	○
22	安田産業(株)	事業系可燃ごみ、食品廃棄物	○	○
23	(有)山口屋	事業系可燃ごみ、紙くず	○	○
24	(有)ヤマダ油脂	事業系可燃ごみ	○	-
25	山室木材工業(株)	木くず	○	○
26	力興木材工業(株)	木くず、草	○	○
27	eco ネット高島	事業系可燃ごみ	○	-

(3) センターでは処理できない一般廃棄物

①有害性のある一般廃棄物

具体例 : 毒物、劇物、農薬、医療品など

処理方法 : 販売店のほか、専門の処理業者に依頼する。

②危険性のある一般廃棄物

具体例 : 注射針など感染のおそれがあるもの

処理方法 : 処方された医療機関などに返却する。

具体例 : 危険防止措置を講じていない刃物、その他鋭利なものなど

処理方法 : 危険防止措置をして排出する。

③爆発性、発火性または引火性のある一般廃棄物

具体例 : ガスボンベ、シンナー、塗料、ガソリン、軽油、灯油、機械油などの油脂類

処理方法 : 販売店のほか、専門の処理業者に依頼する。

④著しく悪臭を発する一般廃棄物（し尿としてくみ取るものを除く。）

処理方法 : 専門の処理業者に依頼する。

⑤特定家庭用機器廃棄物

具体例 : エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機

処理方法 : 引き取り義務のある販売店または家電リサイクル協力店に依頼する。

郵便局で「家電リサイクル券」を購入のうえ、自ら指定引取場所、またはクリーンプラント・伊香クリーンプラザに持ち込む。

⑥指定再資源化製品

具体例 : デスクトップおよびノートパソコン、パソコン用ディスプレイ

処理方法 : 製造業者などに依頼する。

一般社団法人パソコン3R推進協会に依頼する。

⑦一般廃棄物の処理を著しく困難にし、またはセンターの処理施設の機能に支障を生じさせるおそれがあると認める一般廃棄物

具体例 : タイヤ、タイヤホイール、自動車などのバッテリー、電気温水器、浴槽、便槽、耐火金庫、ポンプ類、ワイヤー類、バイク、ピアノ、消火器、舟艇類など

処理方法 : 販売店ほか、専門の処理業者に依頼する。

6. 一般廃棄物の収集運搬計画

(1) センターが収集・処理する一般廃棄物の量および収集回数

品目	センターによる収集運搬			許可業者による収集運搬	排出者による運搬	合計
	収集回数	量(t/年)		量(t/年)	量(t/年)	
		委託	直営			
可燃ごみ	原則週2回	20,859		10,005	3,227	34,091
不燃ごみ	月1回	2,059			1,257	3,316
粗大ごみ	年2回 ※1	830	78		1,685	2,593
資源ごみ	ペットボトル	月2回	302			302
	無色ガラスびん	月2回	316			316
	茶色ガラスびん	月2回	287			287
	その他有色ガラスびん	月2回	122			122
	新聞紙	月2回	556			556
	ダンボール	月2回	903			903
	雑誌・チラシ	月2回	1,000			1,000
	紙パック	月2回	53			53
	空き缶・スプレー缶類	月2回	231			231
	古布	月2回	260			260
	発泡スチロール	月2回	98			98
	プラスチック製容器包装	月2回	1,141			1,141
	使用済み乾電池類	月2回	51			51
	ライター	月2回	4			4
使用済み蛍光管	年2回	14			14	
合計		29,086	78	10,005	6,169	45,338

※1 粗大ごみ戸別収集の収集回数は随時

(2) 収集区域の範囲

長浜市および米原市の全域

(3) 収集の方法

種類		収集方式	収集運搬実施主体・収集区域
可燃ごみ	家庭系・事業系の一部	ステーション方式	委託 (株)ライフリリーフ：山東、米原、近江、伊吹（一部）、木之本（一部）、余呉、西浅井地域 (有)豊田商店：長浜（一部）、びわ（一部）、伊吹（一部）地域 (株)テックアシスト：長浜（一部）、びわ（一部）地域 (有)新井商会：浅井、虎姫、湖北、びわ（一部）、高月地域 (株)日の丸清掃社：木之本（一部）地域
	事業系	戸別収集	一般廃棄物収集運搬業許可業者
不燃ごみ		ステーション方式	委託 (株)ライフリリーフ：山東、米原、近江、びわ、余呉、西浅井地域 (有)豊田商店：長浜、伊吹地域 (株)テックアシスト：湖北地域 (有)新井商会：浅井、虎姫、高月地域 (株)日の丸清掃社：木之本地域
粗大ごみ		ステーション方式	委託 湖北環境協同組合：全域
		戸別収集	直営：全域
ペットボトル		ステーション方式	委託 (株)ハウステクノ関ヶ原：全域（木之本、余呉、西浅井地域を除く） (株)ライフリリーフ：木之本、余呉、西浅井地域
ガラスびん (無色・茶色・その他有色)		ステーション方式	委託 (株)テックアシスト：全域（木之本、余呉、西浅井地域を除く） (株)ライフリリーフ：木之本、余呉、西浅井地域
古紙 (新聞紙)		ステーション方式	委託 (株)ライフリリーフ：全域
古紙 (ダンボール)		ステーション方式	委託 橋本クリーン産業(株)：全域（木之本、余呉、西浅井地域を除く） (株)ライフリリーフ：木之本、余呉、西浅井地域
古紙 (雑誌・チラシ)		ステーション方式	委託 橋本クリーン産業(株)：全域（木之本、余呉、西浅井地域を除く） (株)ライフリリーフ：木之本、余呉、西浅井地域
紙パック		ステーション方式	委託 (株)ライフリリーフ：全域
空き缶・スプレー缶類		ステーション方式	委託 (株)ハウステクノ関ヶ原：全域（木之本、余呉、西浅井地域を除く） (株)ライフリリーフ：木之本、余呉、西浅井地域
古布		ステーション方式	委託 橋本クリーン産業(株)：全域（木之本、余呉、西浅井地域を除く） (株)ライフリリーフ：木之本、余呉、西浅井地域
発泡スチロール		ステーション方式	委託 (株)ライフリリーフ：全域
プラスチック 製容器包装		ステーション方式	委託 (株)ライフリリーフ：山東、米原、近江、びわ、木之本、余呉、西浅井地域 (有)豊田商店：長浜、伊吹地域 (株)テックアシスト：湖北地域 (有)新井商会：浅井、虎姫、高月地域
使用済み乾電池類		ステーション方式	委託 (株)ライフリリーフ：全域
ライター		ステーション方式	委託 (株)ライフリリーフ：全域
使用済み蛍光管		ステーション方式	委託 湖北環境協同組合：全域
		拠点回収方式	—

7. 中間処理計画

(1) ごみ焼却処理施設

①クリスタルプラザ

施設の名称	湖北広域行政事務センター クリスタルプラザ ごみ焼却処理施設
所在地	長浜市八幡中山町 200
敷地面積	約 14,440.5 m ²
処理方式	全連続燃焼式ストーカ方式
公称能力	3.5 t / h × 2 炉

搬入される一般廃棄物の内訳量

種類	搬入者	搬入量(t/年)	処理方法
可燃ごみ	収集委託業者	20,859	焼却処理。 残渣は大阪湾広域臨海環境 整備センターで埋立
	許可業者	10,005	
	直接搬入(事業所)	711	
	直接搬入(家庭)	1,966	
	直接搬入(公用)	551	
粗大ごみ	収集委託業者	163	
	直営	7	
選別可燃ごみ		3,687	
合計		37,949	

※り災により搬入される廃棄物については、公用に含む。

(2) 資源化施設

①クリスタルプラザ リサイクルプラザ選別棟

施設の名称	湖北広域行政事務センター クリスタルプラザ リサイクルプラザ選別棟
所在地	長浜市八幡中山町 200
処理方式	プラスチック製容器包装の圧縮梱包 発泡スチロールの溶融固化
処理能力	プラスチック製容器包装圧縮形成 (1 t / h) 発泡スチロール (80kg/h × 2 台)
保管	ガラスびん(無色・茶色・その他有色)、紙パック、古布、プラスチック製容器包装、発泡スチロール
一時保管	空き缶、ペットボトル、ライター、使用済み乾電池類、使用済み蛍光管

搬入される一般廃棄物の種類別の内訳

種	類	搬入量 (t/年)	処 理 方 法
ガラスびん	無色びん	287	再生処理業者に売却する。
	茶色びん	259	
	その他有色びん	111	
紙パック		53	再生処理業者に売却する。
古 布 (古着)		260	
プラスチック製容器包装		1,141	選別・圧縮梱包する。 容器包装リサイクル法の規定による 指定法人に引き渡す。 不適物などは焼却処理する。
発泡スチロール		98	選別・圧縮固化する。 再生処理業者に売却する。 不適物などは焼却処理する。
合計		2,209	

②伊香クリーンプラザ リサイクルプラザ

施設の名称	湖北広域行政事務センター 伊香クリーンプラザ リサイクルプラザ
所在地	長浜市西浅井町沓掛 1313-1
保管	ガラスびん (無色、茶色、その他有色)
一時保管	紙パック、古布、プラスチック製容器包装、発泡スチロール、空き缶、 ペットボトル、ライター、使用済み乾電池類、使用済み蛍光管

搬入される一般廃棄物の種類別の内訳

種	類	搬入量 (t/年)	処 理 方 法
ガラスびん	無色びん	28	再生処理業者に売却する。
	茶色びん	28	
	その他有色びん	11	
合計		67	

(3) 粗大ごみ処理施設

①クリーンプラント

施設の名称	湖北広域行政事務センター クリーンプラント 粗大ごみ処理施設
所在地	長浜市大依町 1337
敷地面積	3,300 m ²
処理方式	不燃性粗大ごみ、不燃ごみを併せて破砕する併用施設
破砕機型式	回転せん断衝撃式
公称能力	40 t / 5 h
保管	使用済み乾電池類、使用済み蛍光管、ライター

搬入される一般廃棄物の内訳

種 類	搬入主体	搬入量(t/年)	処 理 方 法
不燃ごみ	収集委託業者	2,059	破砕処理後、ウイングプラザ・余呉一般廃棄物最終処分場に埋立
	直接搬入(家庭)	841	
	直接搬入(公用)	416	
粗大ごみ	収集委託業者	666	
	直営	71	
	直接搬入(家庭)	1,487	
	直接搬入(公用)	198	
資源ごみ	使用済み乾電池類	51	専門処理業者に引き渡し
	ライター	4	専門処理後、破砕処理
	使用済み蛍光管	14	専門処理業者に引き渡し
合計		5,807	

※り災により搬入される廃棄物については、公用に含む。

(4) 廃棄物処理法第7条第7項に基づく一般廃棄物処分業許可業者の処理施設

①山室木材工業(株)

施設の名称	①山室木材工業(株)リサイクルセンター本社工場 ②リサイクルセンター第2工場
所在地	①米原市大野木 1801 番地 1 ②米原市大野木 2168
処理施設の種類	破砕処理
処理方式	草、木くずの破砕処理
公称能力	①288 t/日、446 t/日 ②240 t/日
取り扱う廃棄物の種類	草、木くず

②(株)エスケイカンポスト

施設の名称	(株)エスケイカンポスト
所在地	長浜市泉町 1370
処理施設の種類	①高速堆肥化処理施設 ②破砕処理施設
処理方式	①高速堆肥化処理 ②破砕処理
公称能力	①9.55 t/日 (高速堆肥化処理) ②120 t/日 (破砕処理)
取り扱う廃棄物の種類	①草、木、藻、竹 ②木、竹、根

③ (株)高山

施設の名称	(株)高山
所在地	長浜市高月町落川 461-1
処理施設の種類	破砕処理施設
処理方式	破砕処理
公称能力	4.464 t / 日
取り扱う廃棄物の種類	草、木、藻、竹（藻については、草等に付着したものに限る）

④力興木材工業(株)

施設の名称	力興木材工業(株)
所在地	米原市春照 125
処理施設の種類	破砕処理施設
処理方式	①木くずの破砕処理 ②草の破砕処理
公称能力	①62.4 t / 日 × 2 基 ②3.2 t / 日
取り扱う廃棄物の種類	①木くず ②草

⑤(株)エコプラン

施設の名称	(株)エコプラン RPF 虎姫工場
所在地	長浜市田町 14 番地
処理施設の種類	圧縮固化施設
処理方式	紙くず、木くず、繊維くず、草の圧縮固化
公称能力	78.72 t / 日
取り扱う廃棄物の種類	紙くず、木くず、繊維くず、草

(5) 廃棄物処理法第 6 条第 3 項に基づくセンター区域外処理（事業系一般廃棄物）

①事業所から発生する一般廃棄物（食品廃棄物）の堆肥化処理

施設の名称	株式会社水口テクノス リサイクルセンター
所在地	甲賀市水口町松尾 362-28
搬入量	243.6 t / 年

②事業所から発生する一般廃棄物（食品廃棄物）の飼料化処理

施設の名称	京都有機質資源株式会社
所在地	京都府長岡京市神足落述 1
搬入量	141.12 t / 年

③研究機関などから排出される一般廃棄物（実験動物）の焼却処理

施設の名称	株式会社美濃ラボ
所在地	岐阜県海津市平田町今尾 1195-1
搬入量	3.9 t / 年

8. 最終処分計画

(1) 最終処分場

①ウイングプラザ

施設の名称	湖北広域行政事務センター ウイングプラザ	
所在地	米原市番場 2654 番地 1	
敷地面積	43,450 m ²	
埋立面積	14,700 m ²	
全体容量	97,000 m ³	
残余容量	88,019 m ³ （現地測量令和 3 年 1 月実施）	
浸出液処理施設	処理能力	70 m ³ /日
	処理方式	生物処理方式+高度処理（凝集沈殿・砂ろ過）
埋立方法	サンドイッチ方式（全面遮水シート張）	

搬入される廃棄物の内訳および年間埋立容量(t/年)

直接埋立ごみ（一般・公用）	544
粗大ごみ処理施設残渣 不燃物	858
汚泥残渣	87
合計	1,489

②余呉一般廃棄物最終処分場

施設の名称	湖北広域行政事務センター 余呉一般廃棄物最終処分場	
所在地	長浜市余呉町中河内 897	
敷地面積	69,406 m ²	
埋立面積	6,800 m ²	
全体容量	35,800 m ³	
残余容量	12,619 m ³ （現地測量令和 3 年 3 月実施）	
浸出液処理施設	処理能力	50 m ³ /日
	処理方式	生物処理（接触酸化）方式+高度処理（凝集沈殿・砂ろ過）
埋立方法	サンドイッチ方式（全面遮水シート張）	

搬入される廃棄物の内訳および年間埋立容量(t/年)

粗大ごみ処理施設残渣	不燃物	133
------------	-----	-----

(2) 処理委託による最終処分

①クリスタルプラザ焼却残渣

処理委託先	大阪湾広域臨海環境整備センター 大阪市北区中之島二丁目 2-2	
焼却残渣の搬出先	尼崎基地 兵庫県尼崎市平左衛門町 70 番地	
廃棄物の量(t/年)	主 灰	2,236
	ばいじん処理物	2,224

②使用済み乾電池類

処理委託先	野村興産(株) 東京都中央区日本橋堀留町 2-1-3	
最終処分場	野村興産(株)イトムカ鉱業所 北海道常呂郡留辺蘂町字富士見 217- 1	
廃棄物の量(t/年)	51	

③使用済み蛍光管

処理委託先	野村興産(株) 東京都中央区日本橋堀留町 2-1-3	
処理施設の名称 および所在地	第 1 中間処理	野村興産(株)関西工場 大阪市西淀川区川中島二丁目 4-143
	第 2 中間処理 および最終処分	野村興産(株)イトムカ鉱業所 北海道常呂郡留辺蘂町字富士見 217-1
廃棄物の量(t/年)	14	

9. ごみの発生抑制・再資源化計画

(1) 再資源化の方法および再資源化量

種類		再資源化方法	量 (t/年)
ペットボトル		再生処理業者に売却する。	302
ガラスびん	無色	クリスタルプラザ・伊香クリーンプラザに一定期間保管後、再生処理業者に売却する。	337
	茶色	クリスタルプラザ・伊香クリーンプラザに一定期間保管後、再生処理業者に売却する。	283
	その他有色	クリスタルプラザ・伊香クリーンプラザに一定期間保管後、再生処理業者に売却する。	135
古紙	新聞紙	再生処理業者に売却する。	556
	ダンボール	再生処理業者に売却する。	903
	雑誌・チラシ	再生処理業者に売却する。	1,000
紙パック		クリスタルプラザに一定期間保管後、再生処理業者に売却する。	51
空き缶・スプレー缶類	アルミ缶	再生処理業者に売却する。	69
	スチール缶	再生処理業者に売却する。	162
古布		クリスタルプラザに一定期間保管後、再生処理業者に売却する。	319
発泡スチロール		クリスタルプラザで減容固化し再生処理業者に売却する	44
プラスチック製容器包装		クリスタルプラザで圧縮梱包し、容器包装に係る分別収集および再商品化の促進などに関する法律（平成7年法律第112号）の規定による指定法人に引き渡す。	948
使用済み乾電池類		クリーンプラントで一定期間保管後、再生処理業者に処理委託する。	51
使用済み蛍光管		クリーンプラントで一定期間保管後、再生処理業者に処理委託する。	14
使用済み小型電子機器など		小型家電リサイクル法で認定された事業者に引き渡す。	1
自転車		再生処理業者に売却する。	56
粗大ごみ処理施設での資源の機械選別	鉄屑	再生処理業者に売却する。	974
	アルミ屑		36
羽毛布団		クリスタルプラザに一定期間保管後、再生処理業者に売却する。	2
落じん灰		クリスタルプラザに一定期間保管後、資源回収業者に売却する。	80

(2) 減量化・再資源化のための施策

- ・センター広報「湖北広域だより」を発行し、食品ロス削減、生ごみの水切りなどのごみ減量化を啓発する。
- ・ホームページやごみ分別アプリを活用し、減量方法やリサイクル方法の情報発信を行う。
- ・小学生などを対象とした施設見学や出前講座を行う。

- ・搬入時のチェックを徹底し、管外から発生した廃棄物の混入や資源物が可燃ごみ・不燃ごみとして搬入されることを防ぐ。
- ・家庭用指定袋制度について、今後の排出状況や近隣市町の動向を踏まえて検証と改善を図る。
- ・バイオマスプラスチックを使用したごみ指定袋の導入およびごみ指定袋の仕様変更を検討する。

10. その他

(1) 一般廃棄物（事業系可燃ごみ）収集運搬業の許可

現体制で収集運搬業務を支障なく遂行できており、また、今後予想されるセンター管内の事業系可燃ごみを収集し得る能力を有していることから、令和 4 年度は新規許可を認めないものとする。ただし、許可業者が個人から法人になった場合はこの限りではない。

(2) センターと構成市の業務分担

ごみ処理におけるセンターと構成市の業務分担については、ステーションの維持管理やごみが出され収集されるまでの業務（発生抑制、適正分別、市民啓発等）を構成市が行い、ステーションからの収集・運搬、処分についてはセンターが担う。

(3) 休日における処理施設へのごみの搬入

クリスタルプラザ、クリーンプラントおよび伊香クリーンプラザで毎月 1 回第 4 日曜日に直接搬入の受入れを行う。また、周辺道路の混雑緩和のため、クリーンプラントにおいて、事前予約制度を行う。（第 4 日曜日以外の休日に変更して受入れをおこなう場合は、構成市の広報やセンターホームページで住民に周知する。）

(4) 効率的な施設運営・ごみ処理体制の構築

効率的な施設運営・ごみ処理体制づくりを目指すため、法令に基づく施設の維持管理、経済的な運転管理に努めるとともに、近隣自治体などの動向も踏まえながら調査研究を行う。